

<カンボジアにおける運転免許証の取得について>

現在有効な日本の運転免許証をカンボジアの運転免許証に切り替えるためには、以下の必要書類をカンボジア運輸局に持参の上、カンボジアの運転免許証に切り替えて下さい。

- ① 日本の運転免許証（原本）
- ② パスポートコピー
- ③ ビザのコピー
- ④ 写真4枚（4cm×6cm）
- ⑤ 手数料 64,500KHR
- ⑥ 健康診断書
- ⑦ 現在の住居証明書
- ⑧ 運転免許証の翻訳証明（運転免許抜粋証明）

※運転免許証の翻訳証明は当館領事窓口にて申請が可能です。申請には運転免許抜粋証明申請書、パスポート、有効な日本の運転免許証（原本）、70,000KHRが必要となります。

（上記発給手数料は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの手数料となります。）

<カンボジアの運転免許（オートバイの運転）に関するお知らせについて>

カンボジア政府は、首相府のホームページにおいて、1月6日付首相決定書として125cc以下のオートバイを運転する際は、運転免許の取得は必要ない（但し、カンボジア人はID等身分証明書、外国人は必ず旅券等の身分証明書を携帯すること）とする発表を行っております。

カンボジア政府においては予告及び発表がない状態での変更が行われる可能性があるため、在留邦人の皆様におかれましても、カンボジア政府の発表等適宜確認するようにお願いいたします。

一方、現時点においては125cc以下のオートバイ運転時に免許が不要との発表になっておりますが、路上等における警察官との無用なトラブルを避けるため、可能な限り運転免許証を取得することをお勧めいたします。

また、オートバイ運転時には、カンボジアの道路交通法においてヘルメットの着用、2人以上の乗車禁止、飲酒運転の禁止等が定められておりますので遵守いただけるようお願いいたします。

さらに、カンボジアにおいては在留邦人の方を含め交通事故が多発しており（参考：当館ホームページ安全情報）、死亡及び重傷事故の発生も確認されており、事故後の治療等に多額の費用が発生するケースが考えられますので、保険に加入した上で運転されますようお願いいたします。

<カンボジア首相府関連ページ>

<http://www.pressocm.gov.kh/site/detailDocshort/8662#.VxWkpU9JnIV>

<当館ホームページ安全情報>

<http://www.kh.emb-japan.go.jp/security/anzen/2014/20160307.pdf>